



「地方版 IoT 推進ラボ」ポータルサイト
第二期システムの運用・保守」
に係る事前確認公募

公 募 要 領

2022 年 12 月 26 日

独立行政法人 情報処理推進機構

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）では、現在、IPAで運用している「「地方版IoT推進ラボ」ポータルサイト第二期システム」に関する運用・保守について、下記の内容で事前確認公募を実施いたします。

事前確認公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、現在予定している者との契約手続に移行します。

なお、参加意思確認書等を受理した際は、一般競争入札（総合評価落札方式）による競争手続きに移行します。応募者は、参加意思確認書等を提出した場合、辞退することはできません。

記

1. 運用・保守の概要

(1) 名称

「地方版 IoT 推進ラボ」ポータルサイト第二期システムの運用・保守

(2) 契約期間

2023 年 4 月 1 日（土）より 2024 年 3 月 31 日（日）

(3) 概要

現在、IPA で運用している「「地方版 IoT 推進ラボ」ポータルサイト第二期システム」を正常かつ正確に稼働させるとともに、障害が生じた場合迅速に復旧させ、サービスが滞りなく行われることを目的とする。

具体的な業務の内容については、別紙「運用・保守仕様書」参照のこと。

2. 応募要件

(1) 応募者は、法人格を有していること。

(2) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(3) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(4) 令和 4・5・6 年度競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。

(5) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(7) 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、誓約する者であること。

(8) 守秘性に関する要件

本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。

(9) 業務執行体制及びスキルに関する要件

別紙「運用・保守仕様書」参照

(10) 「3. 設計資料の開示」により設計資料を閲覧した者であること。

3. 設計資料の開示

参加意思確認書を提出しようとする者が「「地方版 IoT 推進ラボ」ポータルサイト第二期システム」の資料の閲覧を希望する場合は、代表者印を押印した秘密保持誓約書（別記 2 を参照）を提出した上で、IPA が用意する閲覧場所において、IPA 職員の立会の下に閲覧することができるので、事前に 4. (1) の担当部署へ電子メールで申し込むこと。

なお、閲覧期間は 2022 年 12 月 27 日（火）から 2023 年 1 月 10 日（火）までのうち、2022 年 12 月 29 日（木）から 2023 年 1 月 3 日（火）を除く平日の 10 時 00 分から 17 時 00 分（12 時 30 分～13 時 30 分の間は除く）までの間の 2 時間程度とする。

閲覧物の内容のメモは可とするが、写真撮影、コピー等の複写行為は不可とする。また、IPA の立会い者は当公募に係る質問には回答しない。

【開示する資料】

- ・基本設計書
- ・詳細設計書
- ・マニュアル

4. 手続き等

(1) 担当部署

応募（提出）先及び問合せ先

独立行政法人情報処理推進機構

社会基盤センター 産業プラットフォーム部 コネクテッドインダストリーズグループ 渡辺

社会基盤センター 企画部 企画グループ 小長谷

E-mail: ikc-local-iot@ipa.go.jp

住所: 〒113-6591 文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 16 階

※ 応募に関する問合せの受付は、E-mail のみとします。

※ 受付時間 10:00～17:00（12:30～13:30 は除く）月～金曜日（祝・休日を除く）

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

「1. 運用・保守の概要」及び別紙「運用・保守仕様書」に記載の保守サービス業務の提供が可能であり、かつ「2. 応募要件」に記載の要件を満たし、業務への参加を希望する場合、参加意思確認書等（下記提出書類一式）を提出していただくこととなります。

なお、要件を満たしていない参加意思確認書等は受領できませんので、提出前に E-mail にて上記

(1) 担当部署に要件を満たしていることの確認を必ず行ってください。

期限：2023 年 1 月 16 日（月）17 時 00 分

場所：「4. 手続き等」(1)に同じ

方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）

【提出書類】

- ① 参加意思確認書（様式 1）
- ② 「1. 運用・保守の概要」及び別紙「運用・保守仕様書」に記載の保守サービス業務の提供が可能であり、かつ「2. 応募要件」に記載の要件を満たすことを証する書面（様式自由）
- ③ 令和 4・5・6 年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し
- ④ 委任状（必要な場合）
- ⑤ 会社概要（様式 2）
- ① 情報管理体制図（仕様書別添 2）
- ② 情報取扱者名簿（仕様書別添 3）

5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 競争手続きに移行した場合、その旨後日通知する。
- (3) 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 契約に係る情報については、機構ウェブサイトにて機構会計規程等に基づき公表^(注)するものとする。
- (5) 契約条項については、(参考) 契約書(案)を参照のこと。なお、契約条項については契約締結時に調整する場合がある。
- (6) 本件公告は、本件に係る政府予算案の決定(成立)がなされない場合には、取り止める可能性があることに留意すること。

(注) 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）

に基づく契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとします。所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

（１）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
 - ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

（２）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
 - ② 当機構との間の取引高
 - ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
- 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

（３）当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

（４）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

（５）実施時期

平成23年7月1日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成23年7月1日以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(別記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、参加意思確認書の提出をもって誓約します。

(別記2)

令和 年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構

理事長 富田 達夫 殿

秘密保持誓約書

当社は、「地方版IoT推進ラボ」ポータルサイト第二期システムの運用・保守に係る事前確認公募（以下「本公募」と言う）に関する手続において、貴機構から閲覧を許可された資料に関しては、下記の事項を厳守することを、ここに誓約致します。

記

1. 本公募に係る役職員以外の者に対して開示又は漏洩致しません。
2. 本公募のためのみに利用致します。
3. 閲覧した資料の内容を外部に開示又は漏洩したことにより、貴機構が損害を被った場合には、損害賠償等について真摯に対応致します。

以上

(住所)

(会社名)

(代表者名)

印

令和 年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人情報処理推進機構
理事長 富田 達夫 殿

提出者 氏
住所
団体名
代表者役職氏名 印
担当者所属役職氏名
連絡先 メールアドレス
TEL
FAX

「「地方版IoT推進ラボ」ポータルサイト第二期システムの運用・保守」に係る事前確認公募において、応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 会社概要

※会社概要について記載すること(パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること)
サイズ:A4 縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

2 応募要件

※応募要件を満たしている状況等について記載すること
サイズ:A4縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

会社概要 (1/2)

会 社 名					
代 表 者 氏 名		URL			
本 社 住 所	〒				
設 立 年 月	西暦	年	月	主 取 引 銀 行	
資 本 金	百万円		資 本 系 列		
従 業 員 数	人		加 盟 協 会		
会社の沿革：					
主要役員（非常勤は役職の 前に○印を記す）	氏 名	年令	役職名	担当部門	学 歴 ・ 略 歴
		才			
		才			
		才			
		才			
		才			
		才			
主 要 株 主	株 主 名		持株数	構成比（％）	貴社との関係
				％	
				％	
				％	
				％	
				％	
				％	
関 連 企 業			主要外注先又は仕入先		

会社概要 (2/2)

会社概要に関する担当者連絡先	所在地 〒				
	所属・氏名	TEL :			
		FAX :			
		E-mail :			
業 績	期	前々期 (確定) / ~ /	前 期 (確定) / ~ /	今 期 (見込み) / ~ /	
	項目				
	売上高	百万円	百万円	百万円	
	営業利益	百万円	百万円	百万円	
	経常利益	百万円	百万円	百万円	
	資本勘定	百万円	百万円	百万円	
	当期末処分利益	百万円	百万円	百万円	
	借入残高 (社債、割手含む)	百万円	百万円	百万円	
	定期預金残高	百万円	百万円	百万円	
主要取引先とその売上高	主要取引先		直近決算時点における売上高		
			百万円		
			百万円		
			百万円		
			百万円		
			百万円		
			百万円		
			百万円		
			百万円		
借入金、社債等の元本返済・利払いの遅延の有無		有・無	税金支払い遅滞の有無		有・無

「地方版 IoT 推進ラボ」ポータルサイト 第二期システムの運用・保守

(運用・保守仕様書)

独立行政法人情報処理推進機構

1. 背景・目的

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）は経済産業省と共に、IoT 推進ラボの取組の一つとして、自治体等地域における IoT プロジェクト創出のための取組を「地方版 IoT 推進ラボ」の「地域ラボ」として選定し、支援を実施している。

その一環として、関係する自治体・事業者等の本取組に対する関心を喚起するとともに、地域ラボ間の相互の交流等を促進させることを目的として、2018 年 3 月に、ポータルサイト第二期システム（以下「本システム」という。）を構築し、各地域ラボの取組状況及び関連イベントの紹介等の情報を発信している。

図 1：本システムのトップ画面



(<https://local-iot-lab.ipa.go.jp/>)

地域ラボ数は 2022 年 4 月の地方版 IoT 推進ラボ第七弾選定を経て 106 に増え、地域ラボの活動情報を発信する本システムについても運用を継続していく必要がある。

現在運用・保守に関しては、2023 年 3 月 31 日まで請負契約により実施中であり、今回 2023 年度(2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日)分の運用・保守業務を目的に調達を行う。

2. 運用・保守業務

2.1 業務概要

本システムの動作環境の維持及びアカウント管理など「3. 運用・保守業務要件」を満たすため、以下の業務を以下の期間実施する。

期間：2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日

業務：

システム監視
コンテンツ管理
ディレクション
レポート作成
サーバー維持
SSL 維持
UTM 維持;
ウィルスチェックシステム維持
改ざん検知サービス
検証環境維持
IoT 推進ラボドメイン維持
その他 IPA から指示があった業務

2.2 納入物件及び納入期限

納入物件：「3.2.4 報告要件」を満たした運用実績報告書。

納入期限：

	運用期間	納入期限
第 1 回報告	2023 年 4 月 1 日～2023 年 6 月 30 日	2023 年 7 月 10 日 (月)
第 2 回報告	2023 年 7 月 1 日～2023 年 9 月 30 日	2023 年 10 月 10 日 (火)
第 3 回報告	2023 年 10 月 1 日～2023 年 12 月 31 日	2024 年 1 月 15 日 (月)
第 4 回報告	2024 年 1 月 1 日～2024 年 3 月 31 日	2024 年 4 月 10 日 (水)

3. 運用・保守業務要件

3.1 本システムの概要

本システムは、IPA の外部環境に構築され、ポータルサイトに対して IPA 事務局や地域ラボが記事を投稿したり、その投稿した記事を見やすく整理して表示するサービスを提供する。(図 2 参照)。トップ画面のイメージは図 1 参照。表 1 に本システムを利用する関係者の一覧を示す。

図2：本システムの概要



表1：本システムにアクセスする関係者

関係者		主な利用目的
一般	ポータルサイトの閲覧者	関心のある記事の閲覧
地域ラボ	担当地域の記事を編集/投稿する記事投稿者	担当地域の記事編集/投稿
IPA 事務局	ポータルサイト全体を管理するサイト編集者	ポータルサイト全体の管理とおすすめ記事などの設定
請負者	ポータルサイトの動作環境の運用保守管理者	動作環境の維持のための運用・保守の実施

地域ラボ、IPA 事務局により管理画面を用いた記事投稿等をおこない、これらの記事を一般の閲覧者を含めた全関係者がポータルサイト画面を通じて参照する形をとる。

3.2 業務要件

3.2.1 サービスレベル要件

本システムに関して表2のサービスレベルを満たすこと。

表2：サービスレベル

サービス提供時間帯	● 計画停止日を除く、24 時間 365 日 ● 計画停止の場合、事前に IPA に報告し、ポータルサ
-----------	--

	イトのトップページに告知すること。
問合せ対応時間帯	● 地域ラボからの問合せは IPA 事務局が一次窓口となる。 ● IPA 事務局からの電子メール等による二次問合せ受付は、365 日受け付けるものとし、受付の翌営業日(*1)までに回答を行うものとする。
障害発生率	● 12 件/年程度(月 1 件程度)以下目標
復旧目標時間	● 障害発生時は、発生確認から 1 時間以内に IPA に連絡すること。 ● サーバ障害時は、1 時間以内にシステムを復旧させること。 ● その他の障害時は、確認時から 1 時間以内に調査・分析を開始すること。調査・分析の開始時から 2 時間以内に IPA へ状況報告、復旧対策案の提示を行い、その後、復旧させること。
バックアップ・リストア	● バックアップは 1 週間に 1 回とする。1 週間前のデータに戻せること。
電気設備法定点検時の対処	● 原則停止
応答時間	● 各画面操作:概ね 1 秒以内

*1:営業日とは、次の日を除いた日を示す。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）
第 3 条に規定する休日
- 三 年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）

3.2.2 運用要件

- (1) IPA 担当者が容易にコンテンツの編集・更新等の操作が実施でき、かつ地域ラボからの問合せの一次窓口対応ができるよう質疑応答及び二次問合せ対応を行うこと。
- (2) 地域ラボ追加時に、当該地域ラボ用の作業領域やアカウントの追加及び IPA から指定した初期の記事追加を実施すること。
- (3) IoT 推進ラボサイト(<https://iotlab.jp>)のドメイン名を維持し、同ドメインへのアクセスを地方版 IoT 推進ラボサイトにリダイレクトする機能を維持すること。
- (4) 本システムの構成要素（サーバ装置、端末）や複合機等の運用を終了する際には、それらの中に格納されている電磁的記録媒体のすべての情報を抹消すること。クラウドサービス終了時は、すべての情報を抹消すること。また、抹消されていることを IPA が確認できる方法で証明すること。

3.2.3 情報セキュリティ対策要件

- (1) 不正認証の試み、ウイルスの検知、AIDE による改ざん検知などを確認した場合 IPA に 1 時間以内に情報を提供するとともに、各々の対策計画を作成し、IPA の確認を得た上で対策を講ずること。

- (2) IPA で実施するセキュリティ診断及び診断結果への対応を実施すること。診断の結果、本システムの修正が必要な場合は速やかに実施すること。
- (3) リンク切れの確認を定期的(最低3カ月に1回)に行うこと。
- (4) 本システム上で不正操作等がなされていないことの検証を行うために必要なアクセスログやシステムログを取得し、契約終了まで保管すること。また、IPA から要望があれば、必要部分を切り出してすぐに提出すること。
- (5) 別添1の情報セキュリティに関する事項を実施すること。

3.2.4 報告要件

運用・保守に関する以下の実績を「2.2 納入物件及び納入期限」に従い報告すること。

- ① 運用期間
- ② アカウント登録・削除実績
- ③ バックアップ・リストア運用状況
- ④ システム障害等の対応状況
- ⑤ システムへの問い合わせ対応数
- ⑥ 不正認証の試みの件数
- ⑦ ウイルスチェックの結果
- ⑧ AIDE の結果
- ⑨ リンク切れ確認結果
- ⑩ ソフトウェア脆弱性対応実績（別添1 情報セキュリティに関する事項 14）参照）
- ⑪ その他（上記以外の保守作業等）

3.2.5 体制要件

体制に関する要件を以下に示す。

- (1) 本システムの運用・保守業務の責任者としてプロジェクトマネージャを配置すること。
 - 同様の規模以上のシステムの開発・運用・管理に関する経験を有すること。
 - 日本語の会話および読み書きが可能で、担当者及び IPA と十分な意思疎通が図れること。
- (2) 以下を満たした体制図を提出すること
 - 各自の役割及び責任範囲を定義すること。
 - 再請負先がある場合はそれらを含むこと。
 - 通常時の連絡体制の他、非常時の連絡体制についても含むこと。
- (3) データベースシステムの開発経験があり、開発に関する十分な知識を有する要員が体制内に含まれること。
- (4) ウェブアプリケーションの開発経験があり、開発に関する十分な知識を有する要員が体制内に含まれること。
- (5) ソフトウェアの脆弱性について十分な知識を有しており、SCAP(Security Content Automation Protocol)を理解している要員が体制内に含まれること。
- (6) 仮想化技術に関する知識またはそれらの構築・利用等の経験を有する要員が体制内に含まれること。
- (7) 情報セキュリティを確保するための体制として、情報処理安全確保支援士の資格を有する者又はこれらと同等の知識及び技能を有する者を含めること。
- (8) 本システムのハードウェア、ソフトウェア構成とその関係性について理解し、また、独

自開発の CMS(Content Management System)を理解可能な要員が含まれること。

(9) 情報管理体制

- ① 受注者は本業務で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、発注者に対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面「情報管理体制図（別添 2）」及び「情報取扱者名簿（別添 3）」（氏名、個人住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの）を契約前に提出し、担当部門の同意を得ること。（住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当部門から求められた場合は速やかに提出すること。）なお、情報取扱者名簿は、業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。

（確保すべき履行体制）

契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、IPA が保護を要しないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

- ② 本業務で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならないものとする。ただし、担当部門の承認を得た場合は、この限りではない。
- ③ ①の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め担当部門へ届出を行い、同意を得なければならない。

(10) 履行完了後の情報の取扱い

IPA から提供した資料又は IPA が指定した資料の取扱い（返却・削除等）については、担当職員の指示に従うこと。業務日誌を始めとする経理処理に関する資料については適切に保管すること。

以上

○ 情報セキュリティに関する事項

- 1) 請負者は、契約締結後速やかに、情報セキュリティを確保するための体制を定めたものを含み、以下に記載する事項の遵守の方法及び提出を求める情報、書類等について、IPA に提示し了承を得た上で確認書類として提出すること。また、契約期間中に、IPA の要請により、確認書類に記載した事項に係る実施状況を紙媒体又は電子媒体により報告すること。なお、報告の内容について、IPA と請負者が協議し不十分であると認めた場合、請負者は、速やかに IPA と協議し対策を講ずること。
- 2) 請負者は、本事業に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を本事業にかかわる従事者に対し実施すること。
- 3) 請負者は、貸与された紙媒体、電子媒体の取扱いには十分注意を払い、IPA 内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に IPA の許可を得ること。なお、この場合であっても、IPA の許可なく複製してはならない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から貸与した電子媒体の情報が消去されていることを IPA が確認できる方法で証明すること。
- 4) 請負者は、貸与された紙媒体、電子媒体であっても、IPA の許可なく IPA 外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製した情報等が電子計算機等から消去されていることを IPA が確認できる方法で証明すること。
- 5) 請負者は、本事業を終了又は契約解除する場合には、IPA から貸与された紙媒体、電子媒体を速やかに IPA に返却又は廃棄若しくは消去すること。その際、IPA の確認を必ず受けること。
- 6) 請負者は、契約期間中及び契約終了後においても、本事業に関して知り得た IPA の業務上の内容について、他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。
- 7) 請負者は、本事業の遂行において、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合には、速やかに IPA に報告を行い、原因究明及びその対処方法等について IPA と協議し実施すること。
- 8) 請負者は、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（令和 3 年度版）（サイバーセキュリティ戦略本部）」（以下「規程等」）を遵守すること。また、契約締結時に規程等が改正されている場合は、改正後の規程等を遵守すること。
- 9) 請負者は、IPA が実施する情報セキュリティ監査又はシステム監査を受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。
- 10) 請負者は、本システムに係るウェブサイト上のウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、IPA が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」（以下「作り方」という。）に基づくこと。また、構築又は改修したウェブアプリケーションのサービス開始前に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査を含むウェブアプリケーション診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。併せて、「作り方」のチェックリストに従い対応状況を確認し、その結果を記入したチェックリストを IPA に提出すること。なお、チェックリストの結果に基づき、IPA から指示があった場合は、それに従うこと。

11) 請負者は、本システムに係る情報システム（ウェブサイトを含む。以下同じ。）の設計、構築、運用、廃棄等（電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウェア又はソフトウェア（以下「機器等」という。）の調達を含む場合には、その製造工程を含む。）の各工程において、IPA の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理を、一貫した品質保証体制の下で行うこと。また、具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類等を提出すること。

12) 請負者は、本システムに係る情報システムや機器等に意図しない変更が行われる等の不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、IPA と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。それらが妥当であることを証明するための書類を提出すること。

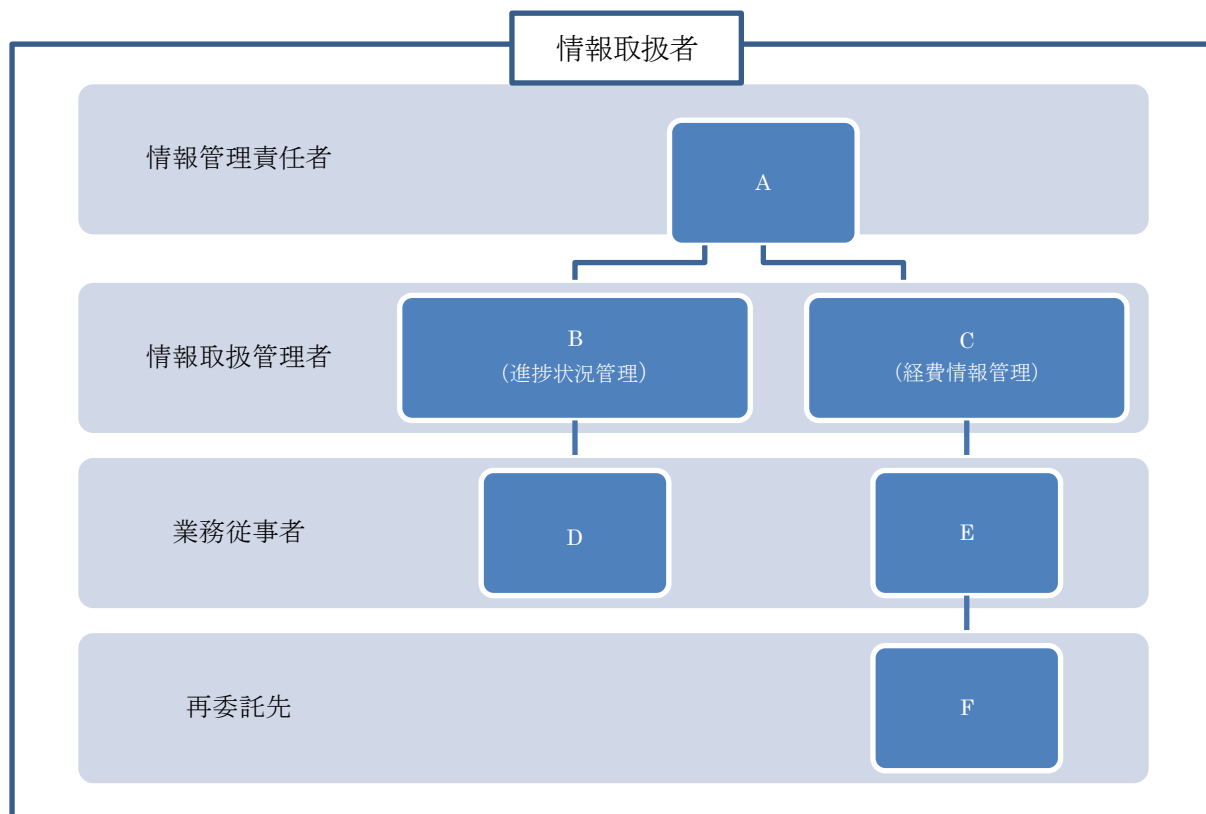
13) 請負者は、本事業に従事する者を限定すること。また、請負者の資本関係・役員の情報、本事業の実施場所、本事業の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を IPA に提示すること。なお、本事業の実施期間中に従事者を変更等する場合は、事前にこれらの情報を IPA に再提示すること。

14) 請負者は、サポート期限が切れた又は本事業の期間中にサポート期限が切れる予定がある等、サポートが受けられないソフトウェアの利用を行わない及びその利用を前提としないこと。また、ソフトウェアの名称・バージョン・導入箇所等を管理台帳で管理することに加え、サポート期限に関するものを含むソフトウェアの脆弱性情報を収集し、IPA に情報提供するとともに、情報を入手した場合には脆弱性対策計画を作成し、IPA の確認を得た上で対策を講ずること。

15) 請負者は、本事業を実施するに当たり、約款による外部サービスやソーシャルメディアサービスを利用する場合には、それらサービスで要機密情報を扱わないことや不正アクセス対策を実施するなど規程等を遵守すること。

16) 請負者は、本事業を再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、上記 1)～15)の措置の実施を契約等により再委託先に担保させること。また、1)の確認書類には再委託先に係るものも含むこと。

情報管理体制図（例）



【情報管理体制図に記載すべき事項】

- ・ 本業務の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。（再委託先も含む。）
- ・ 本業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。

情報取扱者名簿

		(しめい) 氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート番号及 び国籍 (※4)
情報管理責任者(※1)	A						
情報取扱管理者(※2)	B						
	C						
業務従事者(※3)	D						
	E						
再委託先	F						

(※1) 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

(※2) 本業務の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本業務の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※3) 本業務の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

(※5) 個人住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当部門から求められた場合は速やかに提出すること。

契 約 書(案)

独立行政法人情報処理推進機構（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により「地方版 IoT 推進ラボ」ポータルサイト第二期システムの運用・保守」に関する請負契約を締結する。

(契約の目的)

- 第1条 甲は、別紙仕様書記載の「契約の目的」を実現するために、同仕様書記載の「地方版 IoT 推進ラボ」ポータルサイト第二期システムの運用・保守」（以下、「請負業務」という。）の完遂を乙に注文し、乙は本契約及び関係法令の定めに従って誠実に請負業務を完遂することを請け負う。
- 2 乙は、本契約においては、請負業務またはその履行途中までの成果が可分であるか否かに拘わらず、請負業務が完遂されることによってのみ、甲が利益を受け、また甲の契約の目的が達成されることを、確認し了解する。

(再請負の制限)

- 第2条 乙は、請負業務の全部を第三者に請負わせてはならない。
- 2 乙は、請負業務の一部を第三者（以下「再請負先」という。）に請負わせようとするときは、事前に再請負先、再請負の対価、再請負作業内容その他甲所定の事項を、書面により甲に届け出なければならない。
- 3 前項に基づき、乙が請負業務の一部を再請負先に請負させた場合においても、甲は、再請負先の行為を全て乙の行為とみなし、乙に対し本契約上の責任を問うことができる。

(責任者の選任)

- 第3条 乙は、請負業務を実施するにあたって、責任者（乙の正規従業員に限る。）を選任して甲に届け出る。
- 2 責任者は、請負業務の進捗状況を常に把握するとともに、各進捗状況について甲の随時の照会に応じるとともに定期的または必要に応じてこれを甲に報告するものとする。
- 3 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

(納入物件及び納入期限)

- 第4条 納入物件、納入期限及びその他納入に関する事項については、別紙仕様書のとおりとする。

(契約金額)

- 第5条 甲が本契約の対価として乙に支払うべき契約金額は、〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）とする。契約金額の内訳は以下のとおりとする。

第1回運用期間に係る金額	金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 (うち消費税及び地方消費税〇, 〇〇〇, 〇〇〇円)
第2回運用期間に係る金額	金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 (うち消費税及び地方消費税〇, 〇〇〇, 〇〇〇円)
第3回運用期間に係る金額	金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 (うち消費税及び地方消費税〇, 〇〇〇, 〇〇〇円)
第4回運用期間に係る金額	金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

	(うち消費税及び地方消費税〇, 〇〇〇, 〇〇〇円)
--	----------------------------

- 2 甲は、第1項の金額に対して、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額を消費税額及び地方消費税額（円未満の端数は切り捨て）として、乙に支払うものとする。契約期間中に税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、その都度、改正以降における消費税及び地方消費税額は、変動後の比率により計算することとする。

(権利義務の譲渡)

第6条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(実地調査)

第7条 甲は、必要があると認めるとき（請負業務完了後を含む。）は、乙に対し、自ら又はその指名する第三者をして、請負業務の実施状況等について、報告又は資料を求め、若しくは事業所に臨んで実地に調査を行うことができる。

- 2 前項において、甲は乙に意見を述べ、補足資料の提出を求めることができる。

(検査)

第8条 甲は、各納入物件の納入を受けた日から10日以内に、当該納入物件について別紙仕様書に基づき検査を行い、同仕様書に定める基準に適合しない事実を発見したときは、当該事実の概要を書面によって遅滞なく乙に通知する。

- 2 各納入物件について、前項所定の期間内に同項所定の通知が無いときは、当該期間満了日をもって当該納入物件は同項所定の検査に合格したものとみなす。
- 3 中間納入物件が本条による検査に合格した場合、中間納入物件の各々について各業務が終了したものとする。
- 4 請負業務は、最終納入物件が本条による検査に合格した日をもって完了とする。
- 5 第1項及び第2項の規定は、第1項所定の通知書に記載された指摘事実に対し、乙が適切な修正等を行い甲に再納入する場合に準用する。

(契約不適合責任)

第9条 甲は、各検査の合格又は請負業務完了の日から1年以内に納入物件その他請負業務の成果に種類、品質又は数量に関して仕様書の記載内容に適合しない事実（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、相当の催告期間を定めて、甲の承認または指定した方法により、その契約不適合の修補、代品との交換又は不足分の引渡しによる履行の追完を乙に請求することができる。但し、発見後合理的期間内に乙に通知することを条件とする。

- 2 前項において、乙は、前項所定の方法以外の方法による修補等を希望する場合、修補等に要する費用の多寡、甲の負担の軽重等に関わらず、甲の書面による事前の同意を得なければならない。この場合、甲は、事情の如何を問わず同意する義務を負わない。
- 3 第1項において催告期間内に修補等がないときは、甲は、その選択に従い、本契約を解除し、またはその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項に関わらず、催告なしに直ちに解除し、または代金の減額を請求することができる。
- 一 修補等が不能であるとき。
- 二 乙が修補等を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に修補等をしなければ契約の目的を達することができない場合において、乙が修補等をしないでその時期を経過したとき。
- 四 前各号に掲げる場合のほか、甲が第1項所定の催告をしても修補等を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

- 4 第1項で定めた催告期間内に修補等がなされる見込みがないと合理的に認められる場合、甲は、前項本文に関わらず、催告期間の満了を待たずに本契約を解除することができる。
- 5 前各項において、甲は、乙の責めに帰すべき事由による契約不適合によって甲が被った損害の賠償を、別途乙に請求することができる。
- 6 本条は、本契約終了後においても有効に存続するものとする。

(対価の支払及び遅延利息)

- 第10条 甲は、各検査の合格又は請負業務の完了後、乙から適法な支払請求書を受領した日の属する月の翌月末日までに契約金額を支払う。なお、支払いに要する費用は甲の負担とする。
- 2 甲が前項の期日までに対価を支払わない場合は、その遅延期間における当該未払金額に対して、財務大臣が決定する率(政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和24年12月12日大蔵省告示第991号))によって、遅延利息を支払うものとする。
 - 3 乙は、請負業務の履行途中までの成果に対しては、事由の如何を問わず、何らの支払いもなされないことを確認し了解する。

(遅延損害金)

- 第11条 天災地変その他乙の責に帰することができない事由による場合を除き、乙が各納入期限までに納入物件の納入が終らないときは、甲は遅延損害金として、延滞日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額を徴収することができる。
- 2 前項の規定は、納入遅延となった後に本契約が解除された場合であっても、解除の日までの日数に対して適用するものとする。

(契約の変更)

- 第12条 甲及び乙は、本契約の締結後、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、甲乙合意のうえ本契約を変更することができる。
- 一 仕様書その他契約条件の変更(乙に帰責事由ある場合を除く。)
 - 二 天災地変、著しい経済情勢の変動、不可抗力その他やむを得ない事由に基づく諸条件の変更。
 - 三 税法その他法令の制定又は改廃。
 - 四 価格に影響のある技術変更提案の実施。
- 2 前項による本契約の変更は、納入物件、納期、契約金額その他すべての契約内容の変更の有無・内容等についての合意の成立と同時に効力を生じる。なお、本契約の各条項のうち変更の合意がない部分は、本契約の規定内容が引き続き有効に適用される。

(契約の解除等)

- 第13条 甲は、第9条による場合の他、次の各号の一に該当するときは、催告の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。但し、第4号乃至第6号の場合は催告を要しない。
- 一 乙が本契約条項に違反したとき。
 - 二 乙が天災地変その他不可抗力の原因によらないで、各納入期限までに本契約の全部又は一部を履行しないか、又は納入期限までの納入が見込めないとき。
 - 三 乙が甲の指示に従わないとき、その職務執行を妨げたとき、又は談合その他不正な行為があったとき。
 - 四 乙が破産手続開始の決定を受け、その他法的整理手続が開始したこと、資産及び信用の状態が著しく低下したと認められること等により、契約の円滑な履行が困難と認められるとき。
 - 五 天災地変その他乙の責に帰することができない事由により、各納入物件を納入する見込みがないと認められるとき。

- 六 乙が、甲が正当な理由と認める理由により、本契約の解除を申し出たとき。
- 2 乙は、甲がその責に帰すべき事由により、本契約上の義務に違反した場合は、相当の期間を定めて、その履行を書面で催告し、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。
- 3 乙の本契約違反の程度が著しく、または乙に重大な背信的言動があった場合、甲は第1項にかかわらず、催告せずに直ちに本契約を解除することができる。
- 4 甲は、第1項第1号乃至第4号又は前項の規定により本契約を解除する場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）を乙に請求することができる。
- 5 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項所定の違約金の額を超える場合において、甲がその超える部分について乙に対し次条に規定する損害賠償を請求することを妨げない。

（損害賠償）

- 第14条 乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲又は第三者に損害を与えたときは、その被った損害を賠償するものとする。ただし、乙の負う賠償額は、乙に故意又は重大な過失がある場合を除き、第5条所定の契約金額を超えないものとする。
- 2 第11条所定の遅延損害金の有無は、前項に基づく賠償額に影響を与えないものとする。

（違約金及び損害賠償金の遅延利息）

- 第15条 乙が、第13条第4項の違約金及び前条の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を支払わなければならない。

（秘密保持及び個人情報）

- 第16条 甲及び乙は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他に漏洩せず、また本契約の履行に必要な範囲を超えて利用しない。ただし、甲が、法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。
- 2 乙は、契約締結後速やかに、情報セキュリティを確保するための体制を定めたものを含み、以下に記載する事項の遵守の方法及び提出を求める情報、書類等（以下「情報セキュリティを確保するための体制等」という。）について、甲に提示し了承を得た上で確認書類として提出すること。ただし、別途契約締結前に、情報セキュリティを確保するための体制等について甲に提示し了承を得た上で提出したときは、この限りでない。また、契約期間中に、甲の要請により、情報セキュリティを確保するための体制及び対策に係る実施状況を紙媒体又は電子媒体により報告すること。加えて、これらに変更が生じる場合は、事前に甲へ案を提出し、同意を得ること。
- なお、報告の内容について、甲と乙が協議し不十分であると認めた場合、乙は、速やかに甲と協議し対策を講ずること。
- 3 乙は、本契約遂行中に得た本契約に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、甲の許可なく当機構外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを甲が確認できる方法で証明すること。
- 4 乙は、本契約を終了又は契約解除する場合には、乙において本契約遂行中に得た本契約に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）を速やかに甲に返却又は廃棄若しくは消去すること。その際、甲の確認を必ず受けること。
- 5 乙は、契約期間中及び契約終了後においても、本契約に関して知り得た当機構の業務上の内容について、他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りではない。
- 6 乙は、本契約の遂行において、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合の対処方法について甲に提示すること。また、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがあることを認知した場合に

- は、速やかに甲に報告を行い、原因究明及びその対処等について甲と協議の上、その指示に従うこと。
- 7 乙は、本契約全体における情報セキュリティの確保のため、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」等に基づく、情報セキュリティ対策を講じなければならない。
 - 8 乙は、当機構が実施する情報セキュリティ監査又はシステム監査を受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。
 - 9 乙は、本契約に従事する者を限定すること。また、乙の資本関係・役員の情報、本契約の実施場所、本契約の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を甲に提示すること。なお、本契約の実施期間中に従事者を変更等する場合は、事前にこれらの情報を甲に再提示すること。
 - 10 個人情報に関する取扱いについては、別添「個人情報の取扱いに関する特則」のとおりとする。
 - 11 本条は、本契約終了後も有効に存続する。

（知的財産権）

- 第 17 条 請負業務の履行過程で生じた著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）、発明（考案及び意匠の創作を含む。）及びノウハウを含む産業財産権（特許その他産業財産権を受ける権利を含む。）（以下「知的財産権」という。）は、乙又は国内外の第三者が従前から保有していた知的財産権を除き、第 8 条第 3 項の規定による各検査の合格又は第 4 項の規定による請負業務完了の日をもって、乙から甲に自動的に移転するものとする。なお、乙は、甲の要請がある場合、登録その他の手続きに協力するものとする。
- 2 乙は、請負業務の成果に乙が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、前項に規定する移転の時に、甲に対して非独占的な実施権、使用権、第三者に対する利用許諾権（再利用許諾権を含む。）、その他一切の利用を許諾したものとみなし、第三者が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、同旨の法的効果を生ずべき適切な法的措置を、当該第三者との間で事前に講じておくものとする。なお、これに要する費用は契約金額に含まれるものとする。
 - 3 乙は、甲及び甲の許諾を受けた第三者に対し、請負業務の成果についての著作者人格権、及び著作権法第 28 条の権利その他“原作品の著作者／権利者”の地位に基づく権利主張は行わないものとする。

（知的財産権の紛争解決）

- 第 18 条 乙は、請負業務の成果が、甲及び国内外の第三者が保有する知的財産権（公告、公開中のものを含む。）を侵害しないことを保証するとともに、侵害の恐れがある場合、又は甲からその恐れがある旨の通知を受けた場合には、当該知的財産権に関し、甲の要求する事項及びその他の必要な事項について遅滞なく調査を行い、これを速やかに甲に書面で報告しなければならない。
- 2 乙は、知的財産権に関して甲を当事者または関係者とする紛争が生じた場合（私的交渉、仲裁を含み、法的訴訟に限らない。）、その費用と責任において、その紛争を処理解決するものとし、甲に対し一切の負担及び損害を被らせないものとする。
 - 3 第 9 条の規定は、知的財産権に関する紛争には適用しない。また、本条は、本契約終了後も有効に存続する。

（成果の公表等）

- 第 19 条 甲は、各検査の合格又は請負業務完了の日以後、請負業務の成果を公表、公開及び出版（以下「公表等」という。）することができる。
- 2 甲は、乙の承認を得て、各検査の合格又は請負業務完了前に、予定される成果の公表等を行うことができる。
 - 3 乙は、成果普及等のために甲が成果報告書等を作成する場合には、甲に協力する。
 - 4 乙は、甲の書面による事前の承認を得た場合は、その承認の範囲内で請負業務の成果を公表等することができる。

できる。この場合、乙はその具体的方法、時期、権利関係等について事前に甲と協議してその了解を得なければならない。なお、甲の要請がある場合は、甲と共同して行う。

- 5 乙は、前項に従って公表等しようとする場合には、著作権表示その他法が定める権利表示と共に「独立行政法人情報処理推進機構が実施する事業の成果」である旨を、容易に視認できる場所と態様で表示しなければならない。
- 6 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(協議)

第 20 条 本契約の解釈又は本契約に定めのない事項について生じた疑義については、甲乙協議し、誠意をもって解決する。

(その他)

第 21 条 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を唯一の合意管轄裁判所とする。

特記事項

(談合等の不正行為による契約の解除)

第 1 条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- 一 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
 - イ 独占禁止法第 61 条第 1 項に規定する排除措置命令が確定したとき
 - ロ 独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
 - ハ 独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は第 7 条の 7 第 3 項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- 二 本契約に関し、乙の独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき
- 三 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第 2 条 乙は、前条第 1 号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- 一 独占禁止法第 61 条第 1 項の排除措置命令書
- 二 独占禁止法第 62 条第 1 項の課徴金納付命令書
- 三 独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は第 7 条の 7 第 3 項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第 3 条 乙が、本契約に関し、第 1 条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否にかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する金額（その金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第 1 項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者で

あった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がそのを超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(再請負契約等に関する契約解除)

- 第5条 乙は、本契約に関する再請負先等（再請負先（下請が数次にわたるときは、すべての再請負先を含む。）並びに自己、再請負先が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該再請負先等との契約を解除し、又は再請負先等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再請負先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負先等との契約を解除せず、若しくは再請負先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

- 第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
 - 3 乙が、本契約に関し、第4条又は前条第2項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は再請負先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ 1 通を保有する。

2023 年〇月〇日

甲 東京都文京区本駒込二丁目 28 番 8 号
独立行政法人情報処理推進機構
理事長 富田 達夫

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇号
株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

個人情報の取扱いに関する特則

(定義)

第1条 本特則において、「個人情報」とは、業務に関する情報のうち、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像もしくは音声により当該個人を識別することのできるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいい、秘密であるか否かを問わない。以下各条において、「当該個人」を「情報主体」という。

(責任者の選任)

第2条 乙は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲に届け出る。

2 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

(個人情報の収集)

第3条 乙は、業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令に従い、適切且つ公正な手段により収集するものとする。

(開示・提供の禁止)

第4条 乙は、個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者（情報主体を含む）に開示又は提供してはならない。ただし、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。

2 乙は、業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。

3 乙は、業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

(目的外使用の禁止)

第5条 乙は、個人情報を業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

(複写等の制限)

第6条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

(個人情報の管理)

第7条 乙は、個人情報を取り扱うにあたり、本特則第4条所定の防止措置に加えて、個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。

2 乙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。

3 甲は、乙に事前に通知の上乙の事業所に立入り、乙における個人情報の管理状況を調査することができる。

4 前三項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙は、これに従わなければならない。

5 乙は、業務に関して保管する個人情報（甲から預託を受け、或いは乙自ら収集したものを含む）について甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは業務への利用の停止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。

(返還等)

第 8 条 乙は、甲から要請があったとき、又は業務が終了（本契約解除の場合を含む）したときは、個人情報に含まれるすべての物件（これを複写、複製したものを含む。）を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、乙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。ただし、甲から別途に指示があるときは、これに従うものとする。

2 乙は、甲の指示により個人情報が含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

(記録)

第 9 条 乙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、甲から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。

2 乙は、前項の記録を業務の終了後 5 年間保存しなければならない。

(再請負)

第 10 条 乙が甲の承諾を得て業務を第三者に再請負する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たす再請負先を選定するとともに、当該再請負先との間で個人情報保護の観点から見て本特則と同等以上の内容の契約を締結しなければならない。この場合、乙は、甲から要求を受けたときは、当該契約書面の写しを甲に提出しなければならない。

2 前項の場合といえども、再請負先の行為を乙の行為とみなし、乙は、本特則に基づき乙が負担する義務を免れない。

(事故)

第 11 条 乙において個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は、ただちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止や収拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後ただちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。

2 前項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙に対し、その解決のために要した費用（弁護士費用を含むがこれに限定されない）を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

3 第 1 項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合は、本契約が解除される場合を除き、乙は、前二項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

以上